

# 高等学校家庭科における住まいと賃貸借契約を題材とした 消費者教育の教材開発

延原 理恵・富田 滋子・東野 美稚子・趙 賢株

Development of Teaching Materials for Consumer Education  
in High School Home Economics Classes Focused on Residential Lease Contracts

Rie NOBUHARA, Shigeko TOMITA, Michiko HIGASHINO, Hyunju CHO

教職キャリア高度化センター教育実践研究紀要

第3号 (2021年1月)

Journal of Educational Research  
Center for Educational Career Enhancement

No.3 (January 2021)

# 高等学校家庭科における住まいと賃貸借契約を題材とした 消費者教育の教材開発

延原 理恵・富田 滋子・東野 美稚子・趙 賢株

(京都教育大学)・(京都教育大学附属高等学校)・(京都市住宅供給公社)・(京都市住宅供給公社)

## Development of Teaching Materials for Consumer Education in High School Home Economics Classes Focused on Residential Lease Contracts

Rie NOBUHARA・Shigeko TOMITA・Michiko HIGASHINO・Hyunju CHO

2020年9月30日受理

**抄録**：民法改正による成年年齢引き下げに伴って、高等学校における消費者教育は一層実践的な内容が求められるようになった。若者の消費者トラブルを未然に防ぐ力を育成することを目的として、住まいの相談窓口を開設している専門機関、教育現場、大学が協働し、トラブル相談の多い賃貸借契約を題材として、実践的に契約の重要性や消費者の権利と責任などについて学べる教材を開発した。開発教材を用いた授業実践から、専門機関による具体的なデータや事例の説得力があり、近い将来に自立して生活することを想定した生活費シミュレーションや賃貸借契約への関心が高いことがわかり、深い学びに寄与することができたといえる。

**キーワード**：賃貸借契約，消費者教育，高等学校家庭科，教材開発

## I. はじめに

2018年6月に民法が改正され、2022年4月から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることになった。社会経験の少ない未成年者が法定代理人の同意を得ずに契約した場合、契約を取り消すことができるが、成年年齢の引き下げにより、18歳、19歳は未成年者取消権を行使できなくなることから、消費者被害に遭いやすくなることが懸念されている。そのため、消費者庁は2017年に若年者向け消費者教育教材『社会への扉』<sup>1)</sup>を作成し、2018年には「若年者の消費者教育の推進に関するアクションプログラム」<sup>2)</sup>を発表し消費者教育の拡充を行っている。成年年齢の引き下げで求められる家庭科の役割はこれまで以上に大きくなっている<sup>3)</sup>。

2012年に「消費者教育の推進に関する法律（消費者教育推進法）」が施行され、学校における消費者教育の推進（第11条、第12条）のあり方が示されている。この法律において「消費者教育」とは、「消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育（消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育を含む。）及びこれに準ずる啓発活動」と定義されている。また、「消費者市民社会」については、「消費者が、個々の消費者の特性及び消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会」と定義されており、自分自身だけでなく、社会や地球環境のことも考え、行動することが求められている。

高校生が近い将来、遭遇する契約トラブルのひとつに、高校卒業後にひとり暮らしを始める際の賃貸借契約が考えられる。賃貸借契約は、貸主、借主の他、不動産業者や近隣住民等さまざまな立場の人々と係わりがあり、消費者の権利、責任、義務について広く深く学ぶことができる題材となる。そこで本研究の目的は、住まいと賃貸借契約を題材に高等学校家庭科の授業で利用できる教材として、自立した大人として社会生活を送るうえで必要となる判断力や行動力を身につけられるような教材を開発することとした。

## Ⅱ. 賃貸借契約の教材開発

### 1. 教材開発の背景とねらい

京都市の住まいに関する相談対応・普及啓発・情報提供など、市民のための住まいの総合窓口として運営されている京都市住宅供給公社京安心すまいセンター（以下、京安心すまいセンターと表記）には、年間約1,700件の相談が寄せられている。そのうち約3割は賃貸借契約に関する相談で、とくに、3～5月には大学生や保護者からの賃貸借に関する相談が増え、相談内容の中には事前に知っていたら問題にならなかった事例も多く含まれている。そこで、京安心すまいセンターに寄せられた相談を参考に、高校卒業後にひとり暮らしを始める際に遭遇する可能性のある賃貸借契約に関するトラブルに備え、部屋探しから退居までの流れと、そこでよく起こるトラブル事例の紹介とその対策が学習できる教材を開発することとした。

また、成年年齢引き下げによって、18歳から保護者の同意を得ずに、賃貸借契約をすることが可能となる。消費者被害を防止し、自立した消費者を育成するため、高等学校で実践的な消費者教育の実施を推進することが求められている。教材開発にあたっては、賃貸借契約に係るトラブルから契約の重要性を認識し、自ら考え行動できる自立した消費者の育成を目指し、主体的・対話的で深い学びによって、トラブルを回避するための思考力や判断力、表現力を育むことを目指した。

### 2. 教材開発体制

教材を開発するにあたっては、教育現場で活用されることを目指し、住まいの相談窓口を開設している専門機関、教育現場、大学がそれぞれの立場から関わった。京安心すまいセンターでは、市民から寄せられた相談事例や住情報、住宅施策の普及のための資料など、本教材の素材を豊富に所蔵しており、また、住まいのトラブルを未然に防ぐための知識として市民向けの講座が多数開催されている。これらは、京都市の実態に基づいており、社会で役立つ具体的かつ身近な情報であり、高等学校家庭科の教育資料としても役立つ情報として利用できる可能性が高い。本稿執筆者のうち東野、趙は、教材を提供することになる京都市教育委員会や京都市の住宅施策に関する部局や機関へ意見聴取等を行い、専門機関のもつ情報の教材化や提供方法の検討を担った。

専門機関の情報がそのまま提供されても、教育現場で活用することは難しいと思われた。また、学校教育現場の実情に即していなければ、活用される機会も見込めない。学習指導要領やこの内容に充てることのできる時間数等を踏まえ、現場の声を聴きながら、活用しやすい教材とすることが望まれる。そこで、本稿執筆者のうち延原は学校教員養成課程で住教育にあたる立場から教材開発に参画し監修した。

また、授業で活用しやすいものとするためには、学校教育現場の実情からの意見をとりいれ、開発教材を用いた授業実践を試行し、教材を改良していく過程が必要である。そこで、本稿執筆者のうち富田は、高等学校家庭科教諭の立場から学校教育現場に即した教材となるよう改良点について検討する役割を担った。

### 3. 教材の概要

高校卒業後に賃貸住宅へ入居してひとり暮らしを始める場合を想定して、部屋探しから契約、入居中、退去時までの流れを疑似体験できる内容で構成する教材集とした。契約から退居までのそれぞれでよく起こるトラブル事例をもとに、トラブルを回避したり問題を解決したりするために必要な基礎知識が学べるつくりとし、実生活に応用できる実践的内容となっている。

教材はスライドと資料集で構成されている。高等学校では、契約の重要性や消費者について学ぶ家庭科<sup>4)</sup>、消費者の権利や責任、多様な契約の題材を扱う公民科<sup>5)</sup>で利用可能なように素材として提供する。すなわち、スライド教材は、自身の授業に合わせて、加工し自由に組み合わせることができるようになっている。また、教材を用いた授業例も提供可能である。

講義の他、個人ワークやグループでのワークショップ等、アクティブラーニングの視点からのさまざまな授業に対応できる教材とした。主体的・対話的で深い学びが促され、実践的な知識が習得できるよう、教材を用いて模擬体験やロールプレイング、グループディスカッションを行うことができる内容やつくりとした。

4. 教材の構成

教材はスライド教材と生徒用資料集で構成した。スライド教材については、授業者を支援するため、各スライドに解説ノートをつけている。授業者を支援するための授業者用資料集やモデル授業例などについては要望があれば、今後検討していきたい。表1および次ページ表2に構成内容の詳細をまとめる。

表1 授業用スライド

NO	大項目	小項目	概要
1	すまいを取り巻くトラブル	【個人ワーク】最も多いすまいの相談内容は	京都市の住まい相談窓口において最も多い相談内容を予測する
		京都市のすまいの相談数	【データ】平成28年度「京安心すまいセンター」の相談件数
		賃貸住宅に関連するトラブル事例	平成28年度「京安心すまいセンター」の相談事例2件
2	すまいに関する基礎知識	住宅の種類	住宅の建て方, 所有形態, 入居の有無, 住宅の構造による分類
		京都市の住宅の概要	【資料】H25年住宅・土地統計調査の集計結果
		賃貸住宅とは	賃貸住宅の定義
		一人暮らしの住まいタイプ	一般マンション・アパート, 学生会館, 学生寮, 学生マンション, シェアハウス, 下宿
		不動産会社とは	不動産会社の主な仕事(売買, 賃貸, 仲介)
3	部屋探しの前に	原状回復とは	原状回復の意味
		部屋探しから退去までの流れ	部屋の条件を考慮することから退去までの流れ
		部屋探しの条件	物件を選ぶ時に主に考えたいこと, 契約時に必要な初期費用, 部屋を借りる時に決めておくべき主なチェック項目
4	部屋を探す	【個人ワーク】部屋の優先順位を決めよう	絶対欲しい希望条件3つを決めてみる
		部屋の探し方	物件情報の調べ方
		インターネットで部屋探し	インターネットによる部屋探しのシミュレーション, 間取りの見方(1R・1K・1DKの違い, 間取り図の略語と意味)
		賃貸住宅情報誌	情報誌の物件広告の例
		【個人ワーク】不動産広告では確認できない情報を探そう	物件広告では読み取れない情報を探してみよう, 物件内見の必要性について考える
		物件下見	物件を内見する時に確認しておくべきチェックリスト(周辺環境, 建物, 室内)
		【個人ワーク】部屋を選んでみよう	4つの部屋から契約したい部屋を選び, その理由を考える
5	部屋を契約する	【個人ワーク】月々の生活費をシミュレーションしてみよう	月々の生活費をシミュレーションしてみよう, 適切な家賃について考える
		大学生の平均生活費	【データ】全国大学生生活協同組合連合会「第52回学生の消費生活に関する実態調査～大学生の平均収入, 支出」
		契約とは	契約について
		申込みから契約までの流れ	入居の申込みから契約締結までの流れ
		入居申込書の提出	入居申込書の記入内容, 預り金について
		申込み後の入居審査	入居申込みの後の審査について
		貸主の承諾をもらう	貸主の承諾
		申込み後の撤回	申込み後の撤回は可能?
		重要事項の説明	重要事項説明書とは, 重要事項説明書の内容
6	入居する	契約の締結	賃貸借契約書のチェックポイント
		契約後の解約	契約後の解約は可能?
		契約書の主なチェックポイント	賃貸借契約書のチェックポイント
		入居後1週間以内にやっておきたいこと	入居後の室内チェックポイント
		入居中の留意点	家賃・共益費の支払い, 部屋の使用と管理, 入居中のマナー
		貸主の修繕義務	貸主にある修繕義務
		更新?退去?	更新と退去における主な注意点
7	退去する	更新時の注意点	更新の時に気を付けること
		退去時の注意点	退去時にまず確認すること
		退去までの流れ	解約の申し出から敷金の返還までの流れ
		解約の申し出	解約の申し出をする時の注意点
		引っ越し日, 立ち会い日の決定	引っ越し日と立ち会い日を決める
		明け渡し	明け渡しの際の注意点
		敷金の返還	敷金返還までの流れ, 敷金返還に納得がいかなかった場合
8	よくある賃貸借トラブルQ&A	【グループワーク】申込時によくあるトラブルQ&A	申込時によくあるトラブル事例に対する答えとその理由を考える
		【グループワーク】契約時によくあるトラブルQ&A	契約時によくあるトラブル事例に対する答えとその理由を考える
		【グループワーク】入居中によくあるトラブルQ&A	入居中によくあるトラブル事例に対する答えとその理由を考える
		【グループワーク】退去時によくあるトラブルQ&A	退去時によくあるトラブル事例に対する答えとその理由を考える

表2 生徒用資料集

NO	目次	出典
9	部屋探しに関わる「お金」	社団法人全国宅建業取引業協会・公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会 『はじめての一人暮らしガイド』 <sup>6)</sup>
	希望条件の優先順位チェックリスト(例)	
	物件下見時のチェックリスト(例)	
	入居申込書(例)	平成30年度版(一財)不動産適正取引推進機構 『住宅賃貸借(借家)契約の手引き』 <sup>7)</sup> ,
	入・退去時の確認チェックリスト(例)	
	重要事項説明書(例)	
賃貸住宅標準契約書		
		国土交通省ホームページ <sup>8)</sup>

### Ⅲ. 授業実践を通じて

賃貸借契約の教材を用いた授業実践を京都教育大学附属高等学校2年生家庭科「ヒューマンライフサイエンス」において実施した。以下に、2019年2月に実施した「住まいと契約」を題材とした授業実践と教材の概要を述べる。

#### 1. 学習の目標

高校卒業後、賃貸借契約を経験することになる人も多いだろう。その際には正しい知識と情報の選択、主体的に問題を解決する実践力を身につけていることが求められる。そして、自分の考えを他者に表現するとともに、視点を変えて他者の立場に立った思考を働かせることも、共生社会の一員として求められる資質である。そこで、題材の目標を、

- ・さまざまな観点を考慮して住まいを選ぶことができる
- ・契約とその内容について理解し、その意義や必要性について考えることができる
- ・賃貸借契約トラブルを防ぐ知識を身につけ、相互に関連させて、問題解決策を考えることができる
- ・グループでの意見交換や議論を通じて、自己の考えを広げ、思考を深めることができる
- ・異なる立場の人々の視点に立ち、物事を考えることができる

として、授業実践を行った。

#### 2. 指導計画

- 第一次 住まいに関する基礎知識及び住まいの選択
- 第二次 住まいの選択・賃貸物件の契約の流れ
- 第三次 契約書・契約の意義と必要性
- 第四次 賃貸借契約のトラブル事例と解決策

#### 3. 授業の展開と教材

次ページ表3は授業の展開を示したものである。まず、市民のための住まいの相談窓口に寄せられている相談内容を知り、賃貸借契約に関してのトラブル相談が多く、高校卒業後にひとり暮らしを始める際に遭遇する可能性があり、身近な問題であることに気づくことを導入とした。また、自分が住みたい部屋を選ぶだけでなく、不動産業者の視点から、対象者に適した住宅を選び、プレゼンテーションを行う活動を行っている。これは、住まい手のパーソナリティを考慮し、当事者の視点に立って考え、住宅を選択することによって、異なる立場の人々の視点に立ち、物事を広く考え、それを他者に伝えることができるようになることをねらったものである。

相談する模擬体験では、申し込み時によくあるトラブル事例についてグループで話し合った後、解決の手がかりを得るために、実際に代表生徒が住まいの相談窓口で電話し、正しい情報やアドバイスを受けるといった活動を行った。電話はスピーカーフォンを用いて、電話でのやりとりをクラス全体で共有できるようにしている。実際に専門機関を利用する体験を行うことによって、法律で保護された約束事や権利についての正しい知識がトラブル解決につながることや、問題解決のために専門機関を利用する方法があることを体感できた。なお、住まいの相談窓口には事前に模擬体験についての協力を依頼し、許可をいただいている。

表3 授業の展開

次	指導内容	主な学習内容と活動
第1次	住まいに関する基礎知識	<b>住まいを取り巻くトラブルについて知る</b> 【クイズ】京都市の住まいの相談窓口で多い内容は？
		<b>賃貸借契約に関する基礎知識を知る</b> 住宅の種類、構造、賃貸住宅とは、一人暮らしの住まい、不動産会社とは
第2次	住まいの選択	<b>ひとり暮らしの部屋を探して選ぶ</b> 契約に必要な初期費用、部屋の条件、大学生の1か月の平均生活費 【個人ワーク】1か月の生活費シミュレーション、無理のない家賃の目安、自分が住みたい物件を選ぶ。
	賃貸物件の契約の流れ	<b>部屋を契約する</b> 契約とは、賃貸住宅を契約できる年齢、賃貸物件の申込から契約までの流れ 【グループワーク】申込時によくあるトラブルについて考える 例) 申込後のキャンセルは可能か、預り金の扱い 【模擬体験】住まいの相談窓口で電話して、トラブルについて相談し解決の手がかりを得る。
第3次	契約書・契約の意義と必要性	<b>契約について知る</b> 【グループワーク】貸主と借主のそれぞれの立場から必要な約束事について考え、契約書の内容を考える。 【個人ワーク】実際の契約書を利用して、一部穴埋め作業を行いながら記載内容を確認する。
	賃貸借契約のトラブル事例と解決策	<b>住まいのトラブルを解決する力を養う</b> 【グループワーク】住まいのトラブルに関する相談事例についてグループで協議し、相談者に対する回答とその理由を発表する。
第4次		<b>【グループワーク】</b> 班を大家（貸主）側と住人（借主）側に分け、住まいのトラブル事例について、それぞれの立場から主張を考え、主張しあってみる。契約書を確認し、どちらの主張が正しいのか判断する。
	まとめ	<b>住まいのトラブルを解決するための知識や方法を確認する</b>

賃貸住宅のトラブルについて考える活動を通じて、契約に関する知識の重要性が理解できた後に、契約について知る活動を行うことで、主体的に深く考えようとする態勢を整えることができた。具体的な契約内容を知る活動としては、契約書に必要な内容を考えた後、実際の契約書にその内容はどのように記載されているのか、確認することとした。また、物件情報との照合等も行いながら、一部穴埋め作業を行うことで、建物や住戸部分、付属施設、賃料等の構成、賃貸借契約の種類等の理解を図った。契約内容に必要な内容を貸主と借主のそれぞれの立場から考えることは、立場が変われば観点が異なり、お互いに対する要求も異なってくる。双方の立場から考えることは、契約の必要性の理解を促すことができる。

住まいのトラブルを知り、解決する力をつけるために、市民のための住まいの相談窓口でのトラブル相談事例

をもとに入居時、入居中、退去時によく起こるトラブルとその解決に関するコンテンツを入れた教材を作成した。授業実践で取り扱った事例を以下に紹介する。

#### 【付帯設備に関する問題】

「物件内見の時には設置されていたエアコンが入居してみたら取り外されていました。貸主から、内見時に設置されていたエアコンは、前の入居者のものだと言われました。エアコンは自分で設置しなければならないのですか。」→この問題では、契約前に付帯設備の有無を確認することと、確認事項が重要事項説明書や契約書に記載されていることの確認が大切であることが理解できる。

#### 【禁止又は制限事項に関する問題】

「ペット禁止のマンションで、熱帯魚を飼っていたら大家さんから契約違反になるので退去するように言われました。本当に退去しなければいけませんか。」→この問題を解決するために契約書に記載されている（禁止又は制限される行為）に関する条文を確認することによって、退去の必要性の有無を判断できることが理解できる。

#### 【設備の補修費用に関する問題】

「備え付けのガス給湯器が故障しました。通常で使用していて故障したので、貸主に修理を申し出たら、使う人の責任なので修理代を支払うように言われました。支払わなければいけませんか。」→貸主と借主で意見が異なりやすく、トラブルが起きやすい。したがって、契約書の条文の内容を正しく解釈することが問題解決では重要となる。

#### 【部屋の修理・修繕に関する問題】

「窓の結露がひどく、窓枠や壁にカビが発生しました。冬に結露するのは仕方ないと思い、貸主には連絡せずにそのままにしていたら、退去時に壁が腐食していることがわかりました。貸主から修理代を請求されましたが、修理代を支払わなければなりませんか。」→この問題でも契約書を確認することが重要であるが、これは民法に由来する「善良なる管理者の注意義務」違反に該当するもので、入居中は入居者が室内を管理し、不具合があれば報告する義務があり、これを怠ると退去時には原状回復費用が請求されることになるのである。住まい手に求められる住まいの管理義務について知る機会となる。

これらの教材を用いた活動では、契約書を読み解く力、トラブルを解決するための思考力・判断力・表現力・行動力が試される。最後に、まとめとして、賃貸借契約に関するトラブルを防ぐために、またトラブルを解決するために必要な知識や行動について確認している。

## 4. 学習者の振り返りから

授業後には、以下のような生徒の感想や振り返りがあった。「今回の授業を受けて、実体験とともに知ること、住宅契約において注意すべき点が具体的に分かりました。高校卒業したら、契約を結ぶという場面にあうことは多くなると思うので、この時期にできてよかったです。」「契約について、初めて知ることがたくさんありました。もう一人でいろいろしなくちゃいけない時期になってきているということを実感しました。」「家賃以外にもかかるお金はたくさんあるから、家を借りるときには自分の収入のこともしっかりと考えながら決めていきたいと思いました。」「(住まいの相談窓口)に電話したら、丁寧に教えてもらえることが分かり、(住まいに関して)困ったことが起きたときに電話するべきところがあるということを知って役に立つと思った。」「トラブル事例から、契約書には細かいことまで書いてあるから、契約書にしたがうことも多く、契約書の大事さがさらにわかった。」「契約の事例を知ることによって具体的に理解でき、実際にもっと複雑な事例でも考え方を応用できると思った。」「契約書の見本を見れたことで、実際に家を借りるときに契約書のどこを重点的に確認すればよいのかわかり、今後の同じ場面で生きていくと思った。」

賃貸契約に必要な初期費用の計算やひとり暮らしの大学生の平均収入から生活費や家賃を考える活動によって、身近な問題として、住まい選びや住まいに関するトラブルを捉えることができたようであった。また、具体的なトラブル事例から解決するために必要な知識や手段として、契約書や相談窓口の利用を具体的にシミュレーションしながら学習できたことは、近い将来遭遇するかもしれない問題であることを感じながら実生活への活かし方がイメージできたようであった。

## IV. まとめ

開発教材を用いた授業実践後に提出された生徒の授業の感想等から、専門機関による具体的なデータや事例に説得性があり、賃貸借契約の知識の重要性を認識でき、近い将来に自立して生活することを想定した生活費シミュレーションや賃貸借契約への関心が高いことがわかった。当事者意識を持たせ深い学びに寄与することができたといえる。本教材の開発は、京都市「安心すまいづくり推進事業」の一環である住教育支援事業として、京安心すまいセンターとの共同研究で進めたものである。そのため、開発した教材は、京都市教育委員会および京都市都市計画局住宅室住宅政策課に納め、京都市の学校における住教育支援に還元されることとなっている。教材の資料データ等については、京安心すまいセンターで随時更新され、京安心すまいセンターのホームページに教育支援<sup>9)</sup>のページを設け、提供窓口の連絡先が記されている。開発教材の普及が次の課題となっており、そのためには学校教育現場で教材が活用されるための普及活動が必要といえよう。

### 謝辞

京都市「安心すまいづくり推進事業」の一環として、平成 27 年度から京安心すまいセンターと住教育の推進に関する共同研究を開始し、平成 28 年度から令和元年度までは「学校教育における住教育支援のための教育教材の開発」として、学校教育で活用できる住教育のための教材開発を進めてきた。本報はこの取組の一部を紹介したものである。教材開発にあたっては、京都市教育委員会指導主事、京都市都市計画局住宅室住宅政策課からご助言いただいた。開発教材を用いた授業が実施された京都市立堀川高等学校からは、どのように教材を活用されたか情報提供いただき、改良点等についての助言もいただいた。京都聖母学院中学校・高等学校では開発教材を用いた授業実践にご協力いただいた。ここに記し謝意を表す。また、研究の一部は JSPS 科研費 19K02294 の助成を受けたものである。

### 引用・参考文献

- 1) 消費者庁消費者教育・地方協力課 (2017). 社会への扉 —12 のクイズで学ぶ自立した消費者—(高校生(若年者)向け消費者教育教材 生徒用教材・教師用解説書). 消費者庁.  
[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_education/public\\_awareness/teaching\\_material/material\\_010/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/public_awareness/teaching_material/material_010/), (accessed 2020.9.28)
- 2) 消費者庁 (2018). 若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム.  
[https://www.caa.go.jp/policies/council/cepc/meeting\\_materials\\_3/pdf/meeting\\_materials\\_3\\_190121\\_0010.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/council/cepc/meeting_materials_3/pdf/meeting_materials_3_190121_0010.pdf), (accessed 2020.9.28)
- 3) 石島恵美子 (2018). 特集 成人年齢引き下げと高校教育 成人年齢の引き下げで求められる家庭科教育の役割 (2018). 月間高校教育. 51 (11), pp.40-43
- 4) 文部科学省 (2019). 高等学校学習指導要領 (平成 30 年告示) 解説 家庭編 平成 30 年 7 月. 教育図書
- 5) 文部科学省 (2019). 高等学校学習指導要領 (平成 30 年告示) 解説 公民編 平成 30 年 7 月. 東京書籍
- 6) (公社) 全国宅地建物取引業協会連合会、(公社) 全国宅地建物取引業保証協会. はじめての一人暮らしガイドブック～部屋探しと生活のルールとマナー～. <https://www.zentaku.or.jp/>, (accessed 2020.9.28)
- 7) (一財) 不動産適正取引推進機構 (2018). 住宅賃貸借 (借家) 契約の手引き 平成 30 年版. (一財) 不動産適正取引推進機構. pp.33-39
- 8) 国土交通省住宅局住宅総合整備課. 『賃貸住宅標準契約書』について. 国土交通省.  
[https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku\\_house\\_tk3\\_000023.html](https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000023.html), (accessed 2020.9.28)
- 9) 京安心すまいセンター. 住教育支援. 京都市住宅供給公社.  
<http://www.kyoto-jkosha.or.jp/sumai/education/index.html>, (accessed 2020.9.28)

